

議案第 8 号

長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 29 年 3 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

需要に応じた粗大ごみ収集体制の拡充及び受益者負担の適正化を図り、粗大ごみ戸別有料収集を導入するため、処理手数料を定めるとともに、所要の改正を行うもの。

長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（一般廃棄物処理手数料）

第9条 町長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表に掲げる一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 犬、ねこ等の死体その他町長が指定するものの収集、運搬及び処分に係る手数料については、前項の規定にかかわらず、これを徴収しない。

3 第1項に定める手数料の徴収方法は、規則で定める。

第12条第2項中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

手数料の種類	収集方法	区分	規格等	単位	手数料の額
家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の処理手数料	第5条に規定する処理計画に基づくステーション方式	町指定ごみ袋（大）	1袋 45リットル	1袋	17円
		町指定ごみ袋（中）	1袋 30リットル	1袋	12円
		町指定ごみ袋（小）	1袋 20リットル	1袋	8円
粗大ごみの処理手数料	第5条に規定する処理計画に基づく拠点回収方式による場合	—	—	—	無料
		ごみ処理券（大）	当該粗大ごみの最長の辺の長さが1メートルを超え2メートル以下のもので、かつ、重量が30キログラムを超え60キログラム以下のもの	1枚	1,080円
		ごみ処理券（小）	当該粗大ごみの最長の辺の長さが1メートル以下のもので、かつ、重量が30キログラム以下のもの	1枚	540円
し尿の処理手数料	人頭制	世帯員1人当たり			270円
	従量制	1回の収集につき1荷36リットルごとに			

備考 上記に掲げる手数料の額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。